

平成24年度東川町合併処理浄化槽維持管理経費事業補助金

東川町補助

◆浄化槽法第11条検査費用に対する補助

浄化槽法第11条検査費用（8,000円）を補助します。

補助

- ・8,000円（検査費用の全額補助）

※この補助金は、受検率向上及び補助金申請に係る事務の簡素化を目的として、検査手数料を管理組合が浄化槽協会に一括支払いする制度です

対象

- (1) 11条検査を受検した東川町浄化槽保守管理組合員
※H20年度以前から組合員の方はH20年度組合費を納入された方
- (2) 町の指定する保守点検業者に管理を委託し、適正な維持管理を行っているもの
[組合員要件]

- ①東川町合併処理浄化槽設置整備補助金を受けて設置した合併処理浄化槽
- ②①の合併処理浄化槽管理者及び使用者で東川町に住民票のある者

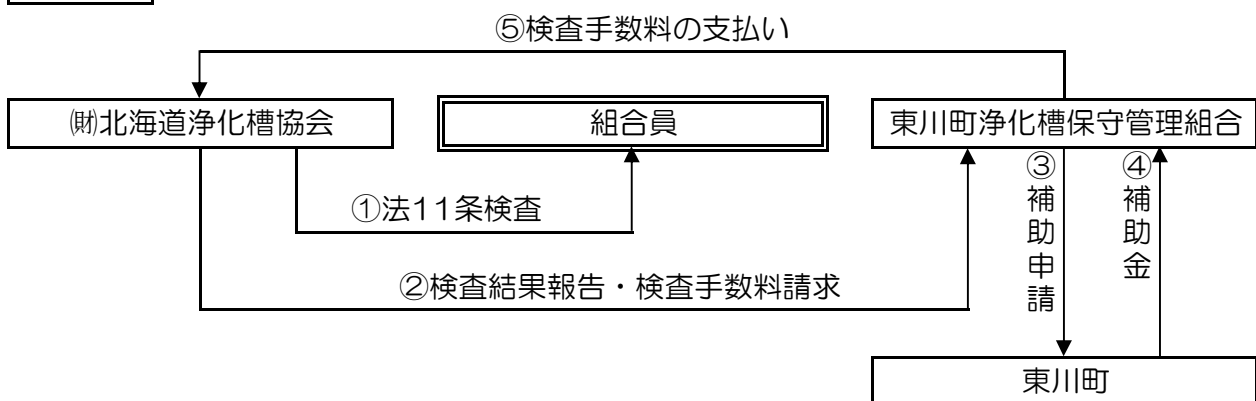
※適正な保守管理を行わない場合、検査結果が「不適正」となった場合は対象外
※検査を受けなかった場合、指導、勧告、措置（30万円以下の過料）の処分となる。

申請

- ・申請の必要はありません

※11条検査受検後に、浄化槽協会から結果報告及び請求に基づいて管理組合から対象となる組合員分の検査手数料を一括支払いします

流れ



★組合員は法11条検査を受検するだけです

- ①組合員は、浄化槽協会の法11条検査を受検します
- ②浄化槽協会は、管理組合に対し受検結果の報告及び検査手数料の請求を行います
- ③管理組合は、受検結果を確認し東川町へ補助申請をします
- ④東川町は、補助申請を審査し管理組合に対し補助金を交付します
- ⑤管理組合は、組合員に代わって浄化槽協会へ検査手数料を支払います

※浄化槽協会＝財北海道浄化槽協会 管理組合＝東川町浄化槽保守管理組合

平成24年度東川町浄化槽保守管理組合維持管理事業補助金

保守管理組合補助

◆浄化槽維持管理に対する補助

対象となる浄化槽に対する保守点検(保守点検3回、清掃・汚泥抜取1回)の費用に対して平成21年度～平成25年度の5年間限定で補助するものです。

補助

補助年度	H21	H22	H23	H24	H25
設置年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
H20年度	基準額				
H19年度	基準額				4,000
H18年度	基準額			4,000	
H17年度	基準額		4,000		
H16年度	基準額	4,000			
H15年度	4,000				
H14年度	4,000			対象外	
H13年度	4,000		対象外		
H12年度	4,000		対象外		
H11年度	4,000		対象外		

基準額※金額は年額	
人槽	金額
5人槽	16,000
6人槽	17,000
7人槽	19,000
8人槽	21,000
10人槽	25,000

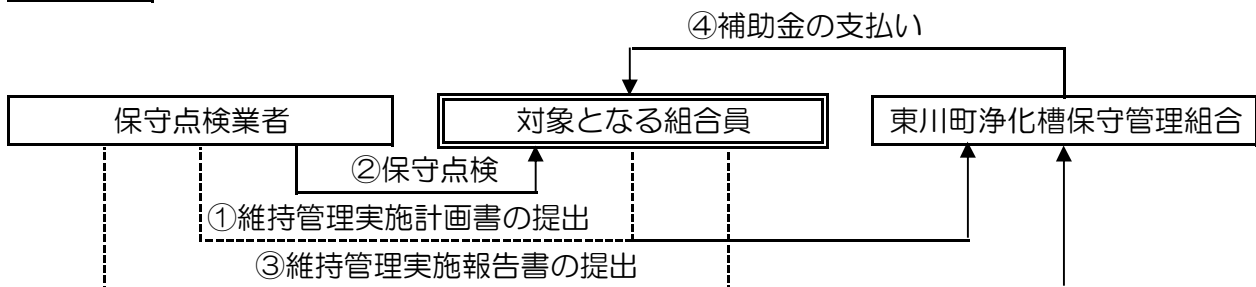
対象

- ・平成11年度から平成20年度に補助金を受けて設置した東川町浄化槽保守管理組合員で、上記表の区分に該当する者
 - ・適正な保守点検（点検3回、清掃・汚泥抜取1回）を行った者
- ※適正な保守点検行わない場合は対象外

申請

- ・申請の必要はありません
- ※毎年度、提出の維持管理実施計画書及び維持管理実績報告書により確認します

流れ



支払い

- ・実施の翌年度5月下旬頃（実績払いとなるため）